

監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 保健福祉部
宇久保健福祉センター

3 監査の期間 令和元年5月27日(月)～令和元年6月11日(火)

4 監査の範囲及び方法

平成30年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

6 監査の結果

契約事務、財産管理事務において、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

【指摘事項】

1 契約事務について

- ① 宇久保健福祉センターし尿浄化槽ブローア取替修繕業務契約において、佐世保市財務規則第 176 条で「随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ第 166 条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、予定価格を設定せず見積金額をもって契約を締結していた。
(宇久保健福祉センター)

契約事務の執行にあたり、規則等を再確認し、管理者によるチェック体制の強化や事務処理手順の見直しを図るなど、同じ誤りが繰り返されないようリスク管理調査表を活用し、事務処理体制の確立に取り組まれない。

2 財産管理事務について

- ① 備品において、佐世保市物品会計規則第 15 条第 3 項で「…備品を処分したときは、物品返納・処分報告書により契約課長に報告しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、処分した備品について報告していないものがあった。
(宇久保健福祉センター)

他部局でも再三指摘している事項である。備品は市民の財産であることを再認識し、管理者が責任を持って管理を行われたい。